

多文化化する市民社会における共生

対話と協働の端緒を探る

学籍番号 31052704

小沢直史

はじめに

第一章：グローバル化が市民社会にもたらす影響

1-1. 多文化化する市民社会

1-2. シティズンシップの変容

1-3. マジョリティによる排除構造の形成とその定着

第二章：対話と協働の端緒を探って

2-1. 対話・協働と多文化共生

2-2. 外国人参政権

2-3. 熟議民主主義

2-4. 計画細胞会議（プラーヌクツェレ）と市民討議会

第3章：熟議民主主義の実践を協働の端緒として捉え直す

3-1. 熟議民主主義の抱える課題

3-2. 横浜市鶴見区における「高校生居場所づくり事業」——協働の実践による熟議・対話の敷居の低下

3-3. 三井物産教育基金研修旅行——コミュニケーションギャップと管理者の在り方

3-4. 参加拡大型熟議民主主義——オルタナティブな熟議民主主義

3-5. 対話・協働の端緒としての熟議民主主義の実践

はじめに

今日私たちが暮らしている生活空間は、もはやグローバル化の影響を免れられない。経済を中心としたグローバル化は社会の様々な側面で不可逆的に進行し、個々人が日々の生活を送る市民社会にも継続的に外国人や移民が流入する事態が想定されている。このように市民社会が多文化化していく中で、人々はどのように共生を図っていくのだろうか。この問題提起に対し、塩原良和は『変革する多文化主義へ——オーストラリアからの展望』において、マジョリティ・マイノリティ間の対等な立場での対話及び協働が重要だと述べている¹。しかし、今日の日本の市民社会が抱える大きな問題の一つに、制度として異なる人々が対話・協働する「場」や環境が整備されていないために、それらの実践が個人レベルにとどまっていることがあると私は感じている。個人レベルの実践では、社会・政治にその成果を反映させる力に欠ける。また、異なるコミュニティ間の対話・協働の実現が個人の努力や希望に委ねられているがゆえに起きにくいという問題がある。それに加え、単一民族国家の「神話」が崩れ去ったとはいえ、日本人の大部分はその内向き志向な民族性から未だに移民や外国人といった他者の存在を積極的に市民社会に受け入れようとしていないように見受けられる。これらの要因が外国人・移民との対話・協働を一層困難にし、共生を阻害しているのではないだろうか。

本論文はこのような問題意識に立脚し、「対話・協働の端緒」としての政治参加の在り方を論じていく。第一章ではグローバル化に伴い、市民社会が変容している現状を描き出す。市民社会の内実の変化は同時に、シティズンシップの変容も意味する。グローバル時代のシティズンシップに関する諸議論を整理し、多文化化する市民社会におけるマジョリティによる排除構造を分析する。第二章ではまず、多文化共生における対話・協働の意義を論じる。そのうえで、「対話・協働の端緒」として近年、政治思想系論者によって取り上げられることの多い熟議民主主義の理論・実践を紹介する。最後に、第三章では熟議民主主義の実践を、多文化共生の視点から捉え直して論じる。筆者がゼミ活動におけるフィールドワークとワークショップを通じて得た気づき・学びを「対話・協働の端緒」と結び付けて論じ、理想的な「対話・協働の端緒」としての熟議民主主義の実践のありかたを模索する。

第一章：グローバル化が市民社会にもたらす影響

1-1. 多文化化する市民社会

今日私たちがグローバル化という大きな現象の中に身を置いて生活している。私たちが生きるこの社会は、経済活動から発想・知識・文化まで、グローバル化の影響を免れるこ

¹ 塩原良和、2010年、『変革する多文化主義へ——オーストラリアからの展望』、法政大学出版局、180頁

とが極めて難しくなっているのが現状だ。特に経済面でのグローバル化はアメリカや西欧諸国、日本に代表される自由主義国家によって推進され、多くの国家間で好意的に、また必要不可欠なものとして受けとめられ、結果としてヒトやモノの国際移動が益々活発になってきているのが現状だ。

グローバル化の影響は着実に日本にも及んでいる。リーマンショックによる世界的な経済不況と東日本大震災により減少は見られるものの、法務省の統計による外国人登録者数は2010年末で213万4,151人となっており、20年前の107万5,317人からほぼ倍増している²。また、同時に進行しているのが少子高齢化による人口減少であり、国立社会保障・人口問題研究所の報告書によると50年後の2072年には総人口が対2012年比で約7割となる8,647万人、経済活動の担い手とされる生産年齢人口は同約5割となる4,418万人まで減少することが予想されている³。このように世界各国でグローバル化が不可逆的に進行するなかで人口減少の課題を抱える日本は、今後も主に労働力として外国人登録者数が増加していくことが予測され、また政策として支持する論者も存在する⁴。外国人登録者数が増加し、他方で日本国民数が減少することが同時進行的に起こる。このことを踏まえると、将来的に日本の市民社会を構成する人々の文化的背景はより一層多様化していくことが大いに予想される。この現象を、市民社会の多文化化と本論文では述べることにする。

市民社会の多文化化は、何もそう遠い未来の話では無い。2010年時点で日本の全人口の約1.7%が外国人である。東京都23区内だとこの数値は約3.9%に増加し、日本の中で最も外国人登録者数が多い新宿区では約11.1%にまで増加する⁵。住民100人のうち、2人が外国人である——このようにして捉えると、既に市民社会の多文化化は全ての人にとって等しく始まっているのだ。

1-2. シティズンシップの変容

グローバル化が不可逆的に進行する今日の世界では、殆どの国が多種多様な文化を内包している。国際的なヒトの移動が日常化する中で、人々の生活が根付く市民社会にも外国

² 「法務省：平成22年末現在における外国人登録者統計について」、2012年7月31日アクセス、

<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukantourakusyatuoukei110603.html>

「法務省：平成12年末現在における外国人登録者統計について」、2012年7月31日アクセス、http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/press_010613-1_010613-1-1.html

³ 「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」、国立社会保障・人口問題研究所、2012年7月31日アクセス、<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/gh2401.pdf>

⁴ たとえば、北脇保之編、2011年、『「開かれた日本」の構想——移民受け入れと社会統合』、ココ出版、4頁など

⁵ 「2010 No.1 新宿自治創造研究所 研究レポート」、新宿区新宿自治創造研究所、9頁、2013年12月16日アクセス、<http://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000095419.pdf>

人は着実に流入し、市民社会自体が今後ますます多文化化していくことが予想されることを述べた。しかし一方で、市民社会は近代以降その構成員が国家と同質的なものだと考えられてきた⁶。そのため、市民権を意味するシティズンシップも一般的には国籍と同等なものであると考えられる事が多い⁷。同様に、国際法においても国籍とシティズンシップは同じ意味で用いられる事が多いという⁸。現状の認識のままでは、将来的に市民社会の実情と乖離した、あるいはミスマッチしたシティズンシップの定義となってしまう恐れがある。

シティズンシップの変容に関する代表的な論者として、近藤敦はヒトの国際移動の盛んな時代を迎えるにあたって、シティズンシップを一国の閉じた体系の中でのみ描く伝統図式は、今日大きく修正することを余儀なくされていると述べている⁹。近藤はトーマス・ハンマーの形式的シティズンシップ論と実質的シティズンシップ論を援用し、分析を行う。形式的シティズンシップは国家の構成員資格を表すものであり、国籍と等式で結ばれるものである。この考え方は伝統的なシティズンシップ理解と同じ視点に立脚している。後者の実質的シティズンシップとは、政治体における個人のステータスを表すもので、権利として付与され、対価としての義務が生じるものと述べている¹⁰。近年のシティズンシップ概念の国際化に伴い、シティズンシップ理解は後者の実質的シティズンシップに同調しつつあり、スウェーデンやオランダなどのヨーロッパ諸国が一定の居住期間を要件として外国籍市民に地方参政権を拡充したことを取り上げる。この事態は安定した居住権を有する外国籍市民が市民社会の構成員であり、民主主義の欠乏という観点から、少なくとも地方の政治決定に発言を許されるべきだということを確認したと近藤は述べている¹¹。

また一方で、ジェラルド・デランティはシティズンシップをローカル・ナショナル・トランスナショナルといったレベルに分けることで重層的に捉える手法を提案する。デランティはグローバル時代の今日、国家は国家を形成するすべての勢力をもはやまったく掌握せず、主権は都市や地域といった「サブナショナルな単位」に下降すると共に、欧州連合などの大きな「トランスナショナルな単位」に上昇して解消されてしまったと論じている。この事態は、上述したシティズンシップと国籍との結びつきが破棄されたことを意味し、国家の政治共同体の成員資格としての国籍と、市民社会の政治共同体の成員資格としてのシティズンシップが、現状少なくとも全く同じであると考えることが困難になっていることを示している¹²。渡戸一郎は『「開かれた日本の構想」——移民受け入れと社会統合』のなかでこのデランティの議論を援用し、「シティズンシップの受動的な受容を、経済的自立、

6 たとえば、キース・フォークス、2011年、『シティズンシップ』、日本経済評論社、43頁など

7 同上

8 近藤敦、2001年、『外国人の人権と市民権』、明石書店、22頁5-6行

9 近藤敦、前掲書、23頁14-15行

10 近藤敦、前掲書、19頁6-9行

11 近藤敦、前掲書、31頁7-10行

12 ジェラルド・デランティ、2004年、『グローバル時代のシティズンシップ——新しい社会理論の地平』、日本経済評論社、40頁

政治的参加、市民性（civility）といった、シティズンシップの責任や徳性の能動的な発揮によって補完すべきだという議論が高まっている¹³と述べている。伝統的なシティズンシップは生まれながらに、要するに先天的に与えられるものだと考えられてきたが、今後は責任や徳性の能動的な発揮を達成することによって後天的に付与されるものになる——この議論は、近藤やハンマーの主張とも調和するものであると考えられる。事実、近藤は日本における定住外国人のシティズンシップについて、以下のように述べている。

いまや「定住外国人」の多くは、アイデンティティと参政権以外は、「日本国民」と変わらない状況にあり、「外国人」というよりも、「永住市民」と位置付ける方がふさわしい。とりわけ兵役義務のない日本では、納税をはじめとする義務の点で国民と実質的な違いはなく、社会経済的な国家構成員でありながら、政治参加を排除し続けることは、平等や民主主義の理念に反する¹⁴。

以上のように、市民社会の多文化化が進む中でシティズンシップはかつての国籍と同質的で先天的に与えられるといった性格から、よりローカルかつ後天的に得られるような性格を有するものに変容する事が求められていると言えるだろう。その中で、多文化化する市民社会の構成員の一員である外国人・移民にもシティズンシップを受容し、その対価として市民としての責任と特性の能動的な発揮が市民社会の各構成員に求められることになると考えられる。

1-3. マジョリティによる排除構造の形成とその定着

このように多文化化し異質性が増していく今日の市民社会であるが、現状ではマジョリティによるマイノリティの排除が看過されているのも事実であるという。ここではまず国家における多文化主義言説に潜む排除を指摘し、その後マジョリティによるマイノリティ排除の源泉を探りたい。

1-1. 多文化化する市民社会においても述べたが、今日国家が打ち出す移民受け入れ政策の背景には経済的合理性の追求が存在する。北脇保之編『「開かれた日本」の構想——移民受け入れと社会統合』においてもこの傾向は散見され、国家としての多文化主義言説は生産年齢人口が減少していくなかでそれを補填するものとして移民を積極的に受け入れていくというものになっている。このような議論はしかし、経済的な意味で国益に適うかどうかで移民を選別するような諸政策を正当化することに繋がると塩原は指摘する¹⁵。塩原は、新自由主義を志向する国家では福祉多文化主義の改革と相まって 1990 年代以降、移民の選

¹³ 北脇保之、前掲書、235 頁

¹⁴ 近藤敦、前掲書、129 頁 6-7 行

¹⁵ 塩原良和、前掲書、95 頁 12-13 行

別や管理の色合いが濃くなっていることを指摘し、国家の利益に貢献しうる能力・技術・専門性を持ったミドルクラス移民を礼賛し、その他の移民を排除するような構造が存在することを指摘している。このように、国家主導の多文化主義はその選別ないしは管理の性格から、排除の機能を持つことが確認できる。

また同時に、マジョリティによるマイノリティ差別・排除は、実は上記の国家の新自由主義的な志向に起因するものだと言塩原は述べる。塩原はガッサン・ハージのいう「パラノイア・ナショナリズム」を用いてこのことを説明する¹⁶。パラノイア・ナショナリズムとは、グローバル化する市場経済のなかで競争から落伍する恐怖におびえるマジョリティが抱くナショナリズムのことを指す。このような人々は、元来ミドルクラスとしての生活や雇用を享受してきたのだが、グローバル化及び新自由主義的な改革によって雇用や生活が不安定化し、それまでの生活を維持できないという恐れを抱く。斎藤純一も同様の現象をセキュリティの再編として『政治の複数性』の一節で述べており、雇用の安定性の崩壊によって引き起こされる不安はマジョリティに対し、それぞれの自己の生を絶えず能動的な状態へと追い込んでいくことを強要すると指摘する¹⁷。そして斎藤はこう続ける。「能動的な行為主体は、新しい変化に即応できるよう、自己の秩序を柔軟なものにとどめておくことを要求されるが、重要なのは、そうした速度と柔軟性が必要になるような自己統治はもはや社会のすべてのメンバーには要求されない、という点である」¹⁸。このように、新自由主義を志向する国家において、もはや国籍上・文化上のマジョリティ性が経済的安定性を保証する構造は崩れ落ちている。ゆえに、マジョリティが国家に自らの既得権益を擁護してもらいたいという思惑から保守化していく際に立ち現われる排他的なナショナリズムこそが、ハージのいうパラノイア・ナショナリズムなのである。

第二章：対話と協働の端緒を探って

2-1. 対話・協働と多文化共生

これまで多文化化する市民社会と、変容が求められているシティズンシップに関する現状、そしてそれらと同時並行してマイノリティを排除する構造が発生していることを確認してきた。このような現状を踏まえた上で、人々はどのように共生を試みるべきなのであろうか。

前章で述べたように、塩原は今日の新自由主義的性格を有する国家において、国家の利益に貢献しうるミドルクラス移民を選別し、その他の移民を排除するような構造が存在することを指摘している。また一方で、パラノイア・ナショナリズムによってマイノリティ

¹⁶ 塩原良和、前掲書、111-112頁

¹⁷ 斎藤純一、2008年、『政治と複数性——民主的な公共性に向けて』、岩波書店、139頁 8-17行

¹⁸ 同上、146頁 1-3行

を差別し排除するマジョリティも、新自由主義的改革によって安全やセキュリティを脅かされているという共通の背景があることを確認した。このような状況下において、塩原は多文化主義・多文化共生を対話と協働の論理として再構築する必要があると指摘し、マイノリティとマジョリティの間の対等な立場での対話を通じて多文化的なコミュニティを発展させ、協働の実践によって不平等な社会構造を変革していく戦略だと定義しようと論じている¹⁹。一方で、北脇は移民の社会統合言説に関して、“「移民の文化の独自性を維持しつつ、政治的経済的平等を可能にすることにより、移民の社会参加を推進する、移民と受け入れ社会の間の双方向の過程」”²⁰と定義し、「移民の社会統合」を社会全体の維持・存続のための根本的な条件としてのより広い意味での社会統合の中に位置づけることによって同化の概念とし否定されるべきものではないと述べている²¹。また、その際に北脇はハーバースの議論を援用し、「制度の共有」によって社会統合を追求することによって「様々なアイデンティティを持つ移民に対して同化を求めることなく、それらの人々を包含する社会統合の道が開かれる」²²と述べている。以上の事から、本論文で論じる多文化共生とは、①多様な人々の対等な対話を通じて多文化的なコミュニティを発展・維持させ②協働の実践によって不平等な社会構造を変革し③移民の社会参加を促進する④移民と受け入れ側双方向による過程、という四つの要素を持つものであると考えられる。私はこれらの要素を、「積極的な多文化共生」と呼ぶことにしたい。何故、これらを積極的な多文化共生と定義するかというと、これらの議論は専ら社会全体、マスの幸福に立脚したものであると考えられるからである。また、上記の議論の中でのマイノリティとしての外国人・移民は、予めマジョリティと対等な立場に立ち、能動的に社会に対し働きかける主体としての側面が強く描かれているように思われる。斎藤が述べるように、個人としての意見や行為に他者の注目を惹き、それに応答を期待できるのは、すでに十分な社会的承認を得ている者に限られる²³ということ、忘れてはならない。

私はこのような議論から欠け落ちてしまっている領域——マジョリティによって認知すらされていない人々、あるいは「マイノリティ」という言葉によってまとめられ背景に追いやられてしまっている個々人の人格——このような人々を共に生きる者として認識する、あるいは共に生きるものとして認識される、そして共に生きていくことを構想する、という意味で「消極的な多文化共生」を定義し実践することも、等しく重要だと考える。ここでは斎藤の「現れの空間」という概念を参照したい。斎藤はハンナ・アーレントの「オブスキュリティ」に対する不正義の感覚を指摘する。アーレントにとってオブスキュリティとは他者のアテンションの喪失であり、それに伴う生のリアリティの喪失を指す言葉だと

¹⁹ 塩原良和、前掲書、180頁

²⁰ 北脇保之、前掲書、41頁10-11行

²¹ 同上、42頁

²² 同上、44頁10-11行

²³ 斎藤純一、前掲書、82頁16-17行

指摘する²⁴。そのうえで齋藤は、現れの空間において重要なのは「自らの意思がカウントされるかどうか、それが集合的な意思決定に反映されるべき情報として正確に集計されるかどうかというよりもむしろ、自らが言葉をもつ存在者＝政治的行為者として遇されるか否かにある」²⁵であると論じる。ゆえに多文化共生は、個人を文化などの社会的属性の名のもとに埋没させることなく、対話ないしは協働を通じて相互を承認するという側面も求められるということを確認しておく。

以上、今後市民社会の多文化が進行する中で目指すべき多文化共生の姿を概観してきた。以降、本論文で議論する多文化共生とは、①多様な人々の対等な対話を通じて多文化的なコミュニティを発展・維持させ②協働の実践によって不平等な社会構造を変革し③移民の社会参加を促進する④移民と受け入れ側双方による過程、また⑤対話・協働を通じてマジョリティ・マイノリティが相互を承認するという 5 つの要素を持ったものだとして定義する。本章ではこれらの要素と照らし合わせながら、対話・協働の端緒となり得る制度の在り方を探っていく。

2-2. 外国人参政権

マジョリティと外国人などのマイノリティが市民社会において対話し協働する市民社会を想像する際、真っ先に思い浮かぶのは外国人に参政権を認めるか否かの議論である。ここ日本でも永住外国人の参政権を巡る議論は長きにわたって展開されており、近年では地方参政権に関する議論が活発である。ここではまず外国人参政権を巡る議論を避けては通れないものとして紹介する。

まず日本国内に目を向けたい。日本の地方自治法を分析すると、第 10 条①「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする²⁶」と定められているように、自治体に居住している外国人も一住民として認められている。また、同条②「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役割の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う²⁷」とあるように、外国人住民も他のマジョリティ住民と同じようにサービスを受ける権利と、その権利に対して納税などの義務を負っている。しかしながら、続く第 11 条で「日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する²⁸」と規定されているように、政治参加からは外国人住民が排除されているのが現状である。一方で、第 1 条の 2②「国は、…住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、

²⁴ 同上、68 頁 12-14 行

²⁵ 同上、73 頁 11-14 行

²⁶ 石川明ら編、2008 年、『標準六法'10』、信山社、87 頁

²⁷ 同上

²⁸ 同上

地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない(原文ママ)²⁹という補完性の原則、そして基礎自治体優先の原則が存在する。基礎自治体としての地方自治体に外国人住民が増加し、その異質性が増していく中で、外国人の地方参政権の問題が議論されているのが現状のようだ。

外国の事例に目を向けると、外国人参政権の議論に関しては、欧州連合がはやくからその議論を盛んに行ってきた。その議論の根底にあるのは「新しい市民権」という考え方であるという³⁰。国民国家が根強かった時代では、国家と国籍と市民権がすべてイコールで結ばれていることが常識であった。しかしながら、グローバル化が進み人の国際移動が日常化すると、その常識は現実と乖離するようになる。そこで、当該国の国籍を持たない定住外国人に対しても地方参政権をはじめとする政治的諸権利を与えるべきだという議論が活発になり、欧州連合では 90 年代から外国人会議の設置が推進されたのであった。つまり、前章で述べた「多文化化する市民社会」と「変容するシティズンシップ」という社会現象を背景に、外国人参政権の議論が活発になったのだ。この際、定住外国人の政治参加を巡る議論において、トーマス・ハンマーは基本的な二つのモデル、帰化モデルと参政権モデルの二種類を分類して論じた。両モデルは政治的権利の対象を従来の国籍原則から、住所という新しい原則に置き換えることによって定住外国人の政治参加を可能にしようとするものであった。前者は国籍を住所に適合させる手段であり、後者は国籍と住所の区別は受け入れながらも、政治的権利が住所に従うことを要求する手段である³¹。現状としては帰化モデルの方が支持は強く、日本でも帰化モデルに基づいた議論が優勢である。帰化とは、外国人が各々の国籍法に定められた一定の要件を満たすことによって後天的に当該国の国民となることである。しかしながら、外国人にとって自身の生来の国籍を放棄することには大きな抵抗がある。また、移住国や出身国が二重国籍を認めているか否かなど、個人・国家によってその技術的難易度も異なる。これら二点に加え、今後穏やかではあるが拡大していく外国人人口を考慮すると、人々の生活が根付く地方参政権に関しては定住外国人にまで政治的権利を付与する方が合理的であるように考えられる。

だが、現実では外国人参政権を巡る意見の対立は今日でも根強いのが現状だ。河原祐馬と植村和秀は両者の対立を以下のようにまとめている。外国人参政権賛成派の意見は、「第一に参政権付与により外国人や移民の社会への統合が可能になる(社会統合促進論)、第二に人権と民主主義の観点からすれば当為である(人権/民主主義論)、第三に地方レベルこそ移民や外国人にとって重要である(移民/外国人の利害重視)」に集約される。他方で反対派は次のように反論を提示しているという。「社会統合促進論については、真の統合は参政権承認ではなく、国籍取得によると主張される。次いで民主主義の観点について、参政

²⁹ 同上、85 頁

³⁰ 河原祐馬・植村和秀編、2006 年、『外国人参政権問題の国際比較』、昭和堂、3 頁

³¹ 同上、5 頁

権は国民の主たる権利であって、外国人が政治参加せんとすればますます帰化し、国籍を取得すべきであると反論する。移民の利害をいかに代表するかという問題に関しては、とりわけ被選挙権を行使するには政治システムについて知識が必要だが、移民／外国人にはそれがないと主張する³²。以上のように、帰化モデルと参政権モデルの対立は根深く、現に今日でも議論は暗礁に乗り上げたままであり、外国人参政権の問題としての解決にはさらなる長い年月がかかりそうだとことが窺える。また、「国民としての政治的権利を付与する」という外国人参政権の議論は、付与する者・付与される者という構図でマジョリティとマイノリティの構造が再生産される。外国人参政権が認められたところで、本章で定義する多文化共生が達成されるとは限らないのだ。

そこで、次は外国人参政権の議論を離れ、近年新たな民主主義の手法として注目されている熟議民主主義の制度を分析し応用することで定住外国人が市民社会に参加するオルタナティブな手法を提示したい。

2-3. 熟議民主主義

熟議民主主義とは、20世紀以降の政治の大枠を形成した代議制民主主義の欠点を補完あるいは代替する理論として近年議論されている民主主義の形態のことである。この際、代議制民主主義の欠点として主に批判されている点を二つ挙げるができる。第一に、個人の投票が有する影響力の小ささのあまり、市民が政治経済の理解を積極的・自発的に行わなくなる「合理的無知」の状態に陥ってしまうことである。「合理的無知」に陥った市民は外部情報に影響されやすく、確固とした自己の意見を持っていないがために大衆や世論に迎合した投票をする、あるいは投票を棄権する。二点目には、その他にも政治に関わる領域が生活領域にまで拡大し、サブ政治・ライブリー政治が台頭していること、人々の生活そのものが科学・政治が複雑に入り組んだトランス・サイエンス時代に突入していることなど、代表制が強い民主主義では扱いきれないような事例が増えてきていることが挙げられる。これらの課題に対して、熟議民主主義は熟議と政治的平等を達成することで解決を図る。具体的には政治的平等を達成するために参加者を市民全体から無作為抽出で選出し、理論的には社会全体を縮図にした小社会を作り出す。この小社会の形成が熟議民主主義の制度化の中心を占めており、選ばれた参加者には熟議を行うための正確な情報、そして様々な立場の人間の意見と情報が公平に提供され、その後参加者同士による熟議が行われる。この時の熟議の結果はその後の政策決定に実際に影響を与えることになる。日本ではまだ実践例は少ないものの、欧米諸国では既に様々な形態で熟議民主主義は制度として取り入れられており、アメリカなどで普及している討議型世論調査(DP)、デンマークの科学政策の評価問題から誕生したコンセンサス会議、早くからドイツで着手され、少人数のグループに分かれて徹底した討議を繰り返す計画細胞会議(プラーヌンクツェレ)、アメリ

³² 同上、118頁、8-16行

かで開発され、のちにイギリスに受け継がれていった市民陪審などが代表的なものである。これらの熟議民主主義の形態は現在では発祥国の枠を超えて広く普及し、もっとも適合的と思われるものが、それぞれの地域で取り入れられている³³。

熟議民主主義はその名の通り、参加者による熟議を通してある議題についての決議ないし合意を図るものである。この際、参加者には異なる意見に対して真摯に向き合うことが要求され、さらには熟議を通して自分の意見を内省し変えることが望ましいとされている。もちろん、熟議を達成するために参加者には十分な情報と多様な意見が事前に公平に与えられる。本質的には民主制度を改善するための熟議民主主義ではあるが、私はその実践に含まれる異なる他者との対話の実践に着目している。特に、篠原一やジェイムズ・S・フィッシュキンらを取り上げている次の5つの特徴³⁴に注目したい。第一に熟議民主主義を実践する際、前述したように無作為抽出により小社会を形成し、そこで熟議を行う事が求められるため、理論上参加者には社会のありのままの姿が反映されることになり、必然的に移民や外国人などのマイノリティも含まれることになる。第二に、熟議民主主義の場合、一人一人の意見が十分尊重されるよう一般的に10~15人前後の小グループに分かれるため、普段は小さいマイノリティの言葉もかき消されることなく重みを持つことになる。第三に、熟議が達成されるために参加者には十分な情報と多様な意見が公平に与えられる。これはマジョリティとマイノリティ、特に主流国民と移民・外国人の間に生まれがちな知識や認識の差を埋めることになる。第四に、参加者は異なる意見に対して真摯に向き合う事が要求される。さらに参加者は熟議を通して自分の意見を内省し変えることが望ましいとされている。日常では偏見などのフィルターを通して他者と対面している者も、熟議の間では対等な立場でお互いを尊重しあい対話をするようになる。最後に、市民社会の政策過程とともに責任を持って携わることで、マジョリティとマイノリティの間に協働の意識が芽生える。このように、熟議民主主義の実践は個人レベルで異なる他者と関わる際の障壁を取り除き、制度として多様な人々が対話をする空間を生み出す側面があるのだ。市民社会における熟議民主主義の制度化そして実践は、主流社会と移民・外国人などのマイノリティの人々との対話の起点となり、今後より一層グローバル化し多文化化する市民社会の形成に協働の端緒としても大いに貢献する可能性があると考えられる。具体的な手法として、本論文では計画細胞会型の熟議民主主義を取り上げることにしたい。理由は、日本の自治体で最も導入が進んでいる手法のひとつであること、そして多文化共生の端緒となり得る可能性が高いと考えられるからである。

³³篠原一編、2012年、『討議デモクラシーの挑戦——ミニ・パブリックスが拓く新しい政治』、岩波書店、vii~viii

³⁴たとえば、ジェイムズ・S・フィッシュキン、2011年、『人々の声が響き合うとき』、早川書房、60頁など

2-4. 計画細胞会議（プラーヌクツェレ）と市民討議会

計画細胞会議は、無作為抽出で選ばれ、限られた期間、有償で、日々の労働から解放され、進行役のアシストを受けつつ、事前に与えられた解決可能な計画に関する課題に取り組む市民グループであると定義される³⁵。ドイツで生まれたこの手法には、標準型と呼ばれる形態が存在し、その特徴は①解決が必要な、真剣な課題に対して実施する②参加者は住民台帳から無作為抽出で抽出する③有償で一定期間、参加（四日間が標準）する④中立的独立機関が実施機関となり、プログラムを事前に決定する⑤ひとつの計画細胞会議は原則 25 名で構成し、複数回実施（最低四つ、計 100 名以上の参加）する⑥専門家、利害関係者から情報提供を受ける⑦約五名の小グループがメンバーチェンジをしながら、参加者のみで討議を繰り返し、グループでの決定を行う。⑧「市民鑑定」という形で報告書を作成し、参加した市民が正式な形で委託者に渡す⑨一定の期間（普通は約一年）後、委託者は市民鑑定の内容の実現状況について応答する責任を負う⑩どこの場所でも自由に、また、同時に実施できる³⁶ことだとされている。この標準型にのっとりた場合、一度の計画細胞会議の参加者総数は 100 人を超えることになる。そのため、他の熟議民主主義の手法と比較した際に、形成される小社会は実社会の縮図をより正確に再現している。また、この手法の注目すべき点は、社会全体を表す標本の抽出が問題ではなく、参加者の多様で異質な構成と、その間におこるコミュニケーション的行為が大切である³⁷、と考えられている点である。その影響かドイツの計画細胞会議には外国籍市民も含まれ、基本的には 16 歳以上のすべての人々が抽出対象になっている³⁸。

日本型の熟議民主主義として拡がりを見せているのが、このドイツの計画細胞会議を参考にして青年会議所や NPO 法人によって作られた市民討議会と呼ばれるものである。2006 年に三鷹市で行われた市民討議会と計画細胞会議の比較を進藤明徳が行ったものを下の表 1 にあらす。

³⁵篠原一編、前掲書、66 頁

³⁶ 同上、66 頁

³⁷ 同上、67-68 頁

³⁸ 同上、67 頁

表 1 市民討議会（2006 年、三鷹市の事例）と計画細胞会議の比較³⁹

	市民討議会	計画細胞会議
主催者	三鷹市、三鷹青年会議所	自治体、政府など
実施機関	実行委員会	ヴパタール大学研究所など
テーマの設定	実行委員会	自治体、政府など主催者
テーマ	子供の安心・安全	都市計画、交通問題、住宅計画、社会政策、消費者の保護対策ガイドライン作り、遺伝子工学の影響、ISDN の導入など
参加者の選出方法	無作為抽出	無作為抽出
参加者の対象年齢	18 歳以上	16 歳以上
参加者数	52 名	25 名×4 以上
開催日数	2 日間（計 4 回の話し合い）	4 日間（計 16 回の話し合い）
1 回の話し合いの時間	60 分（情報提供は含まない）	90 分（情報提供を含む）
話し合いのための情報提供	有	有
進行役	各グループに補助係を配置（話し合いには加わらない）	全体で 2 名の進行役を配置（話し合いには加わらない）
話し合いの結果の行方	市民提案として委託者に提出	市民鑑定として委託者に提出

両者を比較すると、実施機関、参加者数と開催日数の違いが大きく目立つ。特に、ドイツでは有給休暇制度などの社会制度が整っているからこそ、4日間という長期間にわたって熟議を行うことが可能になっているが、日本ではそのような諸制度が整備されていないため 2 日間に留まっている様子が伺える。参加者数はこの調査では細胞計画会議の約半分にとどまっている。実施機関に関しては、市民と行政の協働のもとと位置付けられているため、特定の研究機関などが討議会を開催するのではなく、青年会議所や NPO 法人、自治体議員、異なった大学関係者、一般市民など幅広い人々が推進してきたことが特徴である。このような特徴を持つ市民討議会は、2006 年に本格的に開始されると 2007 年には全国の市町村レベルで急速に拡大し、2010 年末までの 5 年間で合計 156 事例が行われた。取り上げられるテーマは安心・安全、子育て、高齢者、まちづくり、地域の魅力作り、環境、条

³⁹ 同上、102 頁

例・計画作りなど極めて多様で、過去の事例における最も多い参加者数は 92 人となっている⁴⁰。しかし、一般的な市民討議会の参加者数は 20～30 人とどまっており、参加者の社会属性の偏りは避けられないのが現状である。それ故に、参加者を無作為抽出だけでなく、偏りがないように選択する事例も存在する⁴¹。

第 3 章：熟議民主主義の実践を協働の端緒として捉え直す

3-1. 熟議民主主義の抱える課題

以上、ここまで熟議民主主義の一般論と、その中でも多様性を多く許容するために外国人住民も対象に無作為抽出が行われている計画細胞会議、そしてその計画細胞会議を基にしてここ日本で考案された市民討議会を分析してきた。これらを手掛かりに熟議民主主義の概論を見てきたが、熟議民主主義の実践を多文化共生のための対話と協働の端緒として捉え直すとき、乗り越えなければならない課題が存在すると私は考える。ここではその主たるものとして①熟議の「押し付け」と敷居の高さ、②熟議の「管理者」の問題、③言語の問題、そして④熟議民主主義そのものの理念との対立、の 4 つを取り上げる。

第一に、熟議の「押し付け」の問題が挙げられる。無作為抽出という手法は平等という観点では優れているが、一方で熟議空間を好まない人を強制的に熟議に「参加させる」という暴力的な側面を併せ持っていることと捉えることもできる。そのため、実際に行われている様々な熟議民主主義の手法では、無作為抽出された人々に最終的な参加の有無を判断する権利が付与されている。しかしながら、これでは熟議の敷居を高いと認識している一定の人々は常に熟議への参加を拒み続けることになり、結果的にそのような人々を排除することに繋がる⁴²。また、熟議の「押し付け」だけでなく、他の環境依存的な要素が熟議の敷居を高めていることも事実だ。例として、日本では有給休暇制度などの社会的条件が未だに整っていないために、熟議への参加の優先度が低くなっているという研究報告もなされている⁴³。

次に、熟議民主主義の実践の中で立ち現われる対等な対話の場は、対等な対話の場でありながら、管理されたものと「なってしまう」ジレンマが存在する。例えば、対等な対話の場を維持するため、また議論を円滑に進行させるために「ファシリテーター」、「情報提供者」、「専門家」といった形の管理者が存在する。先の表 1 では、市民討議会と計画細胞会議に「補助係」・「進行役」という形の管理者が存在していることが分かる。これでは結局対等な対話の空間に権力関係を持ち込むことを許容することになる。この課題に対し、

⁴⁰ 同上、109 頁

⁴¹ 同上、110 頁

⁴² たとえば、ペーター・C・ディネール、2012 年、『市民討議による民主主義の再生』、イマジン出版、10 頁。“互いに平等に話ができるように椅子を円形において討議する手法は、あまり話すことができない、或いは、話すことを望まない、社会の多くの人々を排除した”

⁴³ 田村哲樹編、2010 年、『語る——熟議／対話の政治学』、風行社、250 頁

田村哲樹は『デモクラシーの擁護』において、デモクラシーの為の「アーキテクチャ」、そしてその際に「許容されるパターナリズム」について論じ、ジレンマを乗り越えようと試みる。パターナリズムとは他者、特に自分より弱い立場の他者にとって何がよいことかを判断し、その者の意志に関わらずそのよいことを押し付けることである。田村はハウスマン/ウェルチとグッディンの議論を援用しつつ①諸個人の自律を高め②人々の判断が無知かつ不安定で、当該の選好がいかなる意味でも本人自身の物ではない場合、パターナリズムは許容されると論じている⁴⁴。しかしながら、当該のパターナリズムが「許容されるか否か」を判断する者の存在がある限り、究極的に「管理者」の問題からは逃れられないことになる。この課題を如何にして乗り越えるかも、考えを深める必要があるだろう。

三つ目の課題として、多文化共生の文脈で熟議ないし対話を扱う際に避けて通ることのできない、言語の問題がある。言語の問題には、母国語・公用語による支配や、翻訳・通訳による暴力といったものが含まれる。当然ながら、現時点で日本国内において実施されている熟議民主主義では母国語である日本語が公用語として扱われ、熟議が展開されている。このような空間に母国語が日本語ではない外国人住民が居合わせても、熟議のスピードや内容についていくことは困難であることが想像され、結果的に不平等な構造を生産し、このような人々を排除することに繋がりがかねない。そこで一般的な「言語のギャップを埋める者」としてのソリューションとして導入されるのが翻訳者・通訳者の存在である。しかし翻訳者・通訳者といった存在を介したコミュニケーションは、果たして対話的なのだろうかという疑問は拭い去ることは出来ない。

最後に、熟議民主主義そのものの理念との対立が存在する。熟議民主主義は先述したように、無作為抽出を行うことによってその平等性が担保されている。よって、必ずしも選出された参加者が実社会を表している（＝正確な小社会になっている）とは限らないし、外国人住民をはじめとするマイノリティが含まれているとも限らない。そこで、マイノリティの声を確実に反映させるために予め代表制の高い小社会を構成してしまうことに関しての議論が存在する。この議論に対し、熟議民主主義の代表的形態の一つである討論型世論調査（DP）を開発したフィッシュキンは強く反対する。社会階層、ジェンダー、エスニシティなど、意見・態度（ディスコース）との関係が個人の社会的属性に見いだせる時、代表性は人（デモス）の属性で評価することができる。しかし、人の属性とディスコースの対応関係が明確でないのが現代社会の、特にウルリッヒ・ベックのいう再帰的近代の特徴である以上、人の属性で代表性を評価することはできなくなる。それ故に、フィッシュキンは社会的属性ごとに抽出率を定めたり、マイノリティの意見が討議の場にかき消されないようにとの配慮から抽出率を高めたりすることに強く反対する。討議に参加できるチャンスを個人に平等に与えるという姿勢は、事前には特定し得ない少数意見を恣意的に排除し

44 宇野重規・田村哲樹・山崎望、2011年、『デモクラシーの擁護——再帰化する現代社会で』、ナカニシヤ出版、174-177頁

ないという指針と一致することも、反対の理由の一つだという⁴⁵。このような熟議民主主義の理念との対立も、乗り越えなければならない。

ここまで、熟議民主主義の実践が多文化共生のための、対話・協働の端緒となり得る要素を備えていることを確認してきた。そして一方で、現行の熟議民主主義の実践を対話・協働の端緒として捉えることの限界として4つの課題を挙げた。次に、これらの課題を乗り越える手がかりとなる、筆者のゼミ活動におけるフィールドワークとワークショップでの学びを紹介したい。

3-2. 横浜市鶴見区における「高校生居場所づくり事業」——協働の実践による熟議・対話の敷居の低下

筆者が所属する塩原良和研究会は、2012年4月より、横浜市鶴見区地域振興課から業務委託を受ける形で外国にルーツを持つ高校生を対象とした居場所づくり事業に取り組んできた。筆者はその活動に2013年4月以降同年12月現在まで携わっており、10名の外国にルーツを持つ高校生とともに活動してきた。

当事業の現状認識として、まず鶴見区が外国に繋がる子供が多数在籍する地域だという認識が存在する。外国にルーツを持つ子供を対象にした教育支援等に代表される様々な支援活動は、中学生までは学校や地域によるものがある程度存在する。しかし、高校生になると周囲からの支援がなくなり、結果として高校を不登校になる、中退するなどの問題が指摘されてきた。当事業はこのような諸問題に対応するため、「外国につながる高校生が集える居場所を地域において創ること」を目的とし、それを通じて、外国にルーツを持つ高校生が日本社会でより善い生を実現できるように支援することを目指した⁴⁶。

私たちゼミ生は当事業に取り組むにつれて、建前としては前述した「支援者」でありながら、実際は参加する高校生たちと共に居場所を共有し、創っていく「対等な立場」にあることを実感しはじめた。当事業で最も「支援者」としての立場に立脚して取り組んだ企画として、2013年11月2日に高校生たちの進路指導・相談を行った。当企画ではゼミ生が予め様々な職業とその職業に就くための進路を調べ、高校生たちに向けてプレゼンテーションを行った後、高校生たちに自分自身の進路について考え、話してもらおうという狙いがあった⁴⁷。しかし、いざプレゼンテーションを始めると、高校生たちはかえって発言しなくなってしまい、中には明らかに不機嫌になる高校生も現れ、居心地が悪くなってしまっている様子が窺えた⁴⁸。この出来事と比較して、私たちは高校生たちと共に料理を作る、あるいは地元である鶴見区を探索するという企画を実施した事がある⁴⁹。両企画の特徴として、

⁴⁵ 篠原一編、前掲書、17-18頁

⁴⁶ 2013年6月28日、鶴見区地域振興課に対する事業案プレゼンテーションより。

⁴⁷ 2013年10月29日、ゼミ議事録参照

⁴⁸ 2013年11月2日FW報告書より。

⁴⁹ 料理企画は2013年10月5日と同年12月21日、鶴見区探索は同年5月25日と6月1

ゼミ生も高校生たちと共に料理を作る、あるいは共に探索する、という協働の実践を挙げることが出来る。その際ゼミ生は「支援者」という立場から脱却し、「対等に協働する者」として立ち現われる。両企画では、高校生が普段と比較して自分自身の生き立ちや進路について自発的、或いは積極的に話をする姿が多く見受けられた⁵⁰。

前者の企画ではゼミ生が高校生に「話をさせよう」と意識しすぎるあまり、支援者—被支援者、或いは大学生—高校生という権力構造を生産し、高校生の発言の敷居を高めてしまった。これには熟議民主主義における「熟議の押し付け」と「管理者」に通ずるものがある。ゼミ生が高校生に熟議を押し付け、その場の管理者として立ち現われてしまったと捉えることが出来る。一方で、後者の二つの企画において、協働の実践を通じて相互が対等な立場に立つことが可能になり、結果的に対話が特定の管理者によって「引き出された」のではなく、寧ろ自然と「溢れ出してきた」に近い空間が実現された。以上の事から、熟議民主主義が抱える「熟議の押し付け」と「管理者」の課題に対し、協働の実践を通じてそれらに立ち向かい、それぞれの影響を軽減させることが出来ると考えられる。

3-3. 三井物産教育基金研修旅行——コミュニケーションギャップと管理者の在り方

筆者が所属する塩原良和研究会は、2013年12月3日に三井物産教育基金研修旅行の一環として、オーストラリア人大学生8名と共に合同ゼミを行った。当合同ゼミの企画運営は筆者の一学年下の代が全て行い、筆者は日本語と英語の通訳者として当日のみ参加した。当合同ゼミは「母語が異なる人々のあいだでの対等な立場での対話を実現し、そこから深い学びを得る事」を目的とし、乗り越えなくてはならない第一の障壁としての「共通語」——共通語を母語とする側がどうしても優位に立ってしまう構造——を如何にして和らげるかについて、実践を通じて探るものであった⁵¹。かくして英語が苦手なゼミ生、日本語が殆どわからないオーストラリア人大学生は約5時間に及ぶ合同ゼミを通じ、3つのワークショップに共に取り組んだ。

ワークショップでは言語の代わりに絵やジェスチャーなどを用いて相互理解を試みた。中でもお互いに即興劇（エチュード）を演者・観客に交互に分かれて行うワークショップでは、お互いが自身の母国語を用いて演劇を行いながらも、驚くことにある程度理解出来たという参加者が殆どであった。特に全て日本語で行われた即興劇を観たオーストラリア人大学生からは、何を言葉にしているのかは全く分からなかったが、お互いの「理解し合いたい」という気持ち（positive feeling）があったからこそ分かり合うことができたという意見があった。同時に演劇を演じることに激しい抵抗感を覚える参加者も存在した。このことから、公用語に限らず、如何なるコミュニケーションツールを用いても参加者内に優劣

日に行われた。

⁵⁰ 2013年10月8日、ゼミでの話し合いなど。

⁵¹ 2013年11月26日、ゼミ配布資料より。

関係が生じてしまう恐れがあることが確認された。そのようなギャップを埋めるのは、参加者内の「理解し合いたい」という気持ちなのかもしれない。当ワークショップでは演じることが目的ではなく相互承認・相互理解が目的であり、参加者全員にそのことが浸透していたために、結果的にコミュニケーションツールのギャップを乗り越えることが出来たのだと考えられる。もちろん、ワークショップ後のディスカッション等、議論の場では通訳の存在は不可欠であり、特にその傾向は議題が専門的・高度であるほど強いと考えられる。

一方で、当合同ゼミでは「教授」、「ファシリテーター」、及び「通訳者」という「管理者」が存在する中で行われた。そして特徴としてこれら「管理者」が全員ワークショップに参加者として参加している。その結果、ワークショップの最中では対等な立場での協働が実践されていた。ファシリテーションについて論じる中野民夫も、『対話する力』においてファシリテーターも可能な限りワークショップに参加するべきだと述べている⁵²。

以上のことから、異なる言語集団による対話・協働は、「理解し合いたい」と相互が思うことから出発する。そして、その際の協働の実践は言語問題をある程度乗り越えられることを可能とする。しかしながら、ディスカッション等の形式によっては、通訳者による助けは必要不可欠であり、ファシリテーター同様の、熟議の「管理者」を容認することに繋がる。だが、これら「管理者」も協働の実践に等しく参加することを通じて、その影響を軽減させることが出来ると考えられる。

3-4. 参加拡大型熟議民主主義——オルタナティブな熟議民主主義

熟議民主主義の実践を多文化共生における対話・協働の端緒と捉え直す際に、その理念そのものとの対立があると先述した。この議論に関して、井手弘子は熟議民主主義の実践を目的に応じて分類することが可能であると論じ、熟議民主主義の形態を参加拡大型と選好反映型の二種類に分類している。特に、参加拡大型討議会について井手は以下のように述べている。

「参加拡大型の討議会は、参加者にとって地域の人々と交流できる、新しい知見が得られる、といったメリットがあり、ひいては地域の活性化につながる、といった効果を目的とする。そのため、かかるコストをなるべく低くし、各討議会の参加者数は少なくとも全体的な開催数が多ければよい、というような考え方も可能である。無作為抽出についても、参加のきっかけを増やすという側面を重視し代表制にそれほどこだわらなかったとしても、参加拡大という目的からは許容されるだろう。テーマも身近な問題について気軽に集まって考えよう、というような内容の方が参加が多くなると思われる。」⁵³

⁵² 中野民夫・堀公俊著、2009年、『対話する力』、日本経済新聞出版社、68-69頁

⁵³ 井手弘子、「市民同士の熟議／対話」、田村哲樹編、2010年、『語る——熟議／対話の政

井手の議論を援用すれば、外国人住民などのマイノリティと協働する市民社会を目指すことを目的とするならば、熟議の敷居を低く設定する参加拡大型の熟議民主主義の形態が有効だと考えられる。この際、熟議民主主義の理念との対立に対しては、井手は公共圏の拡大、市民の社会参加の促進を達成するとしてこの手法は対立を免れると論じる⁵⁴。また、井手の調査によると、討議会出席の辞退理由として日時が合わない事や、テーマに意識がないなどの理由が挙げたことが記されているが、参加拡大型の熟議民主主義を目指すのであればこれらの壁を柔軟に乗り越えていくことが求められることを確認しておく。

また、新田和宏は、「ワークショップという熟議民主主義—「日本型熟議民主主義」の可能性」において、日本型熟議民主主義である「市民会議」（本論文では市民討議会と表記している）は、「日本の各地域において内発的かつ自生的に構築されてきた「下からの民主主義」の在りのままの姿」であり、それが故に「一定のマニュアルや統一的な企画が存在するわけではない」と指摘する⁵⁵。そして熟議の契機を重視する欧米における熟議民主主義の実践と比較して、日本の市民討議会は参加の契機に重点を置いていると指摘する⁵⁶。上記の点を踏まえると、参加拡大型の熟議民主主義を志向する際の抵抗はここ日本では比較的小さく、またその制度設計を柔軟に行っていくことが可能であることが考えられる。

3-5. 対話・協働の端緒としての熟議民主主義の実践

ここまでの議論をまとめると、多文化共生という切り口での熟議民主主義の実践における 5 つの特徴は、①外国人住民などのマイノリティを包含する小社会を形成し、そこで熟議を行い、②日常では認知されないマイノリティの言葉もかき消されることなく重みを持つことになり、③参加者全員に熟議のための十分な情報と多様な意見が公平に与えられ、④参加者は異なる意見に対して真摯に向き合い、熟議を通して自分の意見を内省し変えることが望ましいとされ、⑤市民社会の政策過程にともに責任を持って携わることで、マジョリティとマイノリティの間に協働の意識が芽生える、と、このように対話・協働の端緒として捉え直すことが出来る。その際、熟議民主主義が抱える課題として、①熟議の押し付け、②熟議の管理者、③言語による支配、④熟議民主主義の理念との対立、の 4 点が挙げられる。しかしながら、これらの課題は参加者・管理者による協働の実践を通じてそれらの影響を軽減し、対話・熟議を「引き出す」のではなく、対話・熟議が「溢れ出す」現象を実現させ得ることを確認してきた。また、熟議民主主義の理念との対立に関しても、参加拡大型の熟議民主主義を志向することが、ここ日本で発展してきた市民討議会の実情

治学』、風行社、258 頁 1-10 行

⁵⁴ 同上、256-257 頁

⁵⁵ 新田和宏、「ワークショップという熟議民主主義—「日本型熟議民主主義」の可能性—」、Mem. School. B.O.S.T. Kinki University No.17 : 51~62 (2006)、52 頁 31~33 行

⁵⁶ 同上、60 頁 30-33 行

と調和的であることを確認した。

すなわち、多文化共生というテーマ設定で対話・協働の端緒として熟議民主主義を導入するにあたって、その目的は①多文化化する市民社会において、将来的に多文化共生を達成するためにマジョリティとマイノリティ双方の社会参加を促進し、対話と協働の端緒とすること、及びに②そのためにまず、外国人住民を共に市民社会を生きる「隣人」として承認することとする。形態としては参加拡大型の熟議民主主義を採用し、熟議の時間以外にワークショップなどの協働の実践を十分に設けることが求められる。また、熟議の進行を補助するファシリテーター・通訳者といった管理者もそのような協働の場に協働者の一員として参加することが望ましいだろう。

参考文献

- 田村 哲樹, 2010, 『語る——熟議／対話の政治学』風行社, 2010.10
- Faulks Keith・中川 雄一郎, 2011, 『シチズンシップ：自治・権利・責任・参加』日本経済評論社, 2011.5.
- 河原 祐馬・植村 和秀, 2006, 『外国人参政権問題の国際比較』昭和堂, 2006.11.
- 田村 哲樹, 2008, 『熟議の理由：民主主義の政治理論』勁草書房, 2008.3.
- 篠原 一, 2012, 『討議デモクラシーの挑戦：ミニ・パブリックスが拓く新しい政治』岩波書店, 2012.1.
- 近藤 敦, 2001, 『外国人の人権と市民権』, 明石書店, 2001.9
- 中野 民夫・堀 公俊, 2009, 『対話する力』日本経済新聞社, 2009.5
- 塩原 良和, 2011, 『共に生きる——多民族・多文化社会における対話』弘文堂, 2011.7
- 宇野 重規・井上 彰・山崎 望, 2012, 『実践する政治哲学』ナカニシヤ出版, 2012.3
- 延藤 安弘, 2001, 『「まち育て」を育む——対話と協働のデザイン』東京大学出版会, 2001.4
- 傘木 宏夫, 2004, 『地域づくりワークショップ入門——対話を楽しむ計画づくり』自治体研究社, 2004.8
- James S. Fishkin・曾根 康教, 2011, 『人々の声が響き合うとき——熟議空間と民主主義』早川書房, 2011.4
- 北脇 保之, 2011, 『「開かれた日本」の構想——移民受け入れと社会統合』ココ出版, 2011.12
- 塩原 良和, 2010, 『変革する多文化主義へ——オーストラリアからの展望』法政大学出版局, 2010.7
- 宇野 重規, 2010, 『つながる——社会的紐帯と政治学』風行社, 2010.10
- 斎藤 純一, 2000, 『公共性』岩波書店, 2000.5
- 宇野 重規・田村 哲樹・山崎 望, 2011, 『デモクラシーの擁護——再帰化する現代社会で』ナカニシヤ出版, 2011.12

- Will Kymlicka・角田 猛之, 1998, 『多文化時代の市民権——マイノリティの権利と自由主義』晃洋書房, 1998.12
- Gerard Delanty・山之内 清・伊藤 茂, 2006, 『コミュニティ——グローバル化と社会理論の変容』NTT 出版, 2006.3
- Ian Shapiro・中道 寿一, 2010, 『民主主義理論の現在』慶應義塾大学出版会, 2010.3
- 田村 哲樹・堀江 孝司, 2011, 『模索する政治——代表制民主主義と福祉国家のゆくえ』ナカニシヤ出版, 2011.7
- Gerard Delanty・佐藤 康行, 2004, 『グローバル時代のシティズンシップ——新しい社会理論の地平』日本経済評論社, 2004.10
- Seyla Benhabib・向山 恭一, 2006, 『他者の権利——外国人・居留民・市民』法政大学出版局, 2006.12
- 斎藤 純一, 2008, 『政治と複数性——民主的な公共性に向けて』岩波書店, 2008.8
- Will Kymlicka・岡崎 晴輝・千葉 眞, 2002, 『現代政治理論』日本経済評論社, 2002.2
- Michel Wieviorka・宮島 喬・森 千香子, 2009, 『差異——アイデンティティと文化の政治学』法政大学出版局, 2009.7
- 篠原 一, 2004, 『市民の政治学』岩波新書, 2004.1
- 新田 和宏, 2006, 「ワークショップという熟議民主主義：「日本型熟議民主主義」の可能性」『Memoirs of the School of Biology-Oriented Science and Technology of Kinki University』17(0): 51-62.
- 森本 誠一・Morimoto Seiichi, 2010, 「熟議民主主義としての市民参加型会議：日本における現状と展望」『待兼山論叢』44(0): 39-54..